

静岡市避難行動要支援者 避難支援制度のご案内

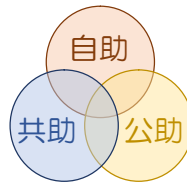
①

1 はじめに

この制度は、災害時に自力で避難することが困難な方（高齢者や障害のある方など）を避難行動要支援者として事前に登録し、その方の情報を地域の自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供するものです。

大きな災害の発生など、いざという時に頼りになるのは、自治会・町内会などの地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。

この制度で、避難行動要支援者となる方には、**自助（自分の身は自分で守る）**について今一度考えていただき、情報提供を受けた地域は**共助（助け合い）**の体制整備を進めるなど、安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを目指します。



重要 この制度は、災害時の支援を保証するものではありません。

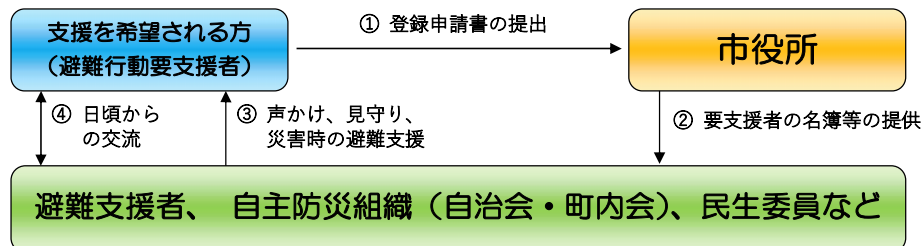
- 災害の支援活動は、地域の「助け合い」のなかで、できる範囲で行うものです。
- 避難支援者（後述6参照）に、災害時の避難支援において義務や責任が生じるものではありません。

重要 ご自身でも、災害に備えて日頃から準備しておくことが大切です。

- 備蓄品や非常持ち出し品の準備、家具の固定、避難場所や経路の確認など、事前の備えをしっかりと行いましょう。
- 自治会・町内会に加入し、行事や防災訓練に参加するなど、日頃から隣近所や地域の方々とのつながりを深めておきましょう。
- いざという時のために、普段から「自分でできること」と「できないこと」を明らかにしておき、周囲に支援を求めておくことが重要です。



2 制度の登録から情報提供までの流れは？



3 申込みできる方は？

次の全てに該当する方が申し込むことができます。

- ・ 自宅で生活している。（※施設等に長期入所している方は対象になりません。）
- ・ 災害時に他者の手助けがなければ避難できない。
- ・ 災害時に家族等から必要な支援が受けられない。
- ・ 自分の個人情報の提供に同意できる。
- ・ 次の①から⑧までのいずれかに該当する。
 - ① 65歳以上の高齢者のみの世帯又はひとり暮らしの高齢者の方
 - ② 要介護認定を受けている方
 - ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ④ 療育手帳の交付を受けている方
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ⑥ 指定難病・特定疾患・小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている難病患者の方
 - ⑦ 乳幼児が3人以上いる世帯の世帯主の方
 - ⑧ ①～⑦以外の理由で避難支援が必要な方

4 どんな個人情報を登録するの？

氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、家族構成、緊急時の家族の連絡先、その他心身の状況など支援活動を円滑に進めるために必要な個人情報です。

5 登録の申込みは、どこでどんなことをすればいいの？

登録申請書に必要事項を記入して提出してください。その際に、あなたが登録申請書に書いた内容（個人情報）を、自主防災組織（自治会・町内会）と民生委員児童委員協議会へ提供することに同意していただきます。

登録申請書の入手方法については、市からの郵送のほか、市福祉総務課（静岡庁舎 14階）、各区福祉事務所生活支援課などの窓口、市ホームページでも入手することができます。窓口の職員にお気軽に声をおかけください。

6 避難支援者となるのは？

災害が起きた時に、要支援者のもとに駆け付けることができる隣近所の人、自主防災組織（自治会・町内会）など、地域で一緒に暮らす人たちを想定しています。

避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするものであるため、災害時の避難支援において義務や責任が生じるものではありません。

7 よくある質問

＜質問＞ 避難支援者はどうやって決めるのですか？

＜回答＞ 地域の方と相談するなどして決めていただきます。できるだけ身近で長期にわたって引き受けることができる方から複数選定できる様式としています。ただし、場合によっては自治会・町内会の班や組単位で見守り体制をとる場合も考えられます。

＜質問＞ 避難支援者にはどんな義務や責任が発生するのですか？

＜回答＞ この制度は地域のみなさまの協力によって成り立つものです。善意と共助の精神に基づくものであるため、避難支援者に災害時の義務や責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の方の安全を確保したうえで、身のまわりの手助けを必要としている人に対して、できる範囲で支援していただくようお願いします。

＜質問＞ 登録の受付はいつまでですか？

＜回答＞ 特に期限は定めていませんが、登録いただいた情報は年1回の頻度で地域に提供しているため、登録時期により反映に時間がかかります。

＜質問＞ 登録した個人情報の廃止(変更)はどうすればいいですか？

＜回答＞ 市の登録申請書の配布窓口で登録廃止(変更)の手続をすることができます。詳しくは、窓口の職員にお問い合わせください。

＜質問＞ 登録した個人情報が悪用されることはありませんか？

＜回答＞ 個人情報の取扱いについては、個人情報の漏えいや紛失等がないよう、個人情報の取扱いについての協定書を締結した上で、自主防災組織(自治会・町内会)、民生委員に適切に管理していただきます。

＜質問＞ 登録しないと助けてもらえないのですか？登録すれば必ず助けてもらえますか？

＜回答＞ 事前に要支援者として登録していただくことで、避難の援助や安否確認をより速やかに行うことが可能になります。しかしながら、災害時には避難支援者の方々も被災しますので、必ず支援を受けることができるとは限りません。

＜質問＞ なぜ地域住民に助けを求めるのですか？

＜回答＞ 災害時には、消防や警察をはじめとする公的機関が、住民の避難誘導など様々な支援活動を行いますが、それだけでは十分ではありません。災害の規模が大きいほどその被害は大きくなり、公的機関の支援能力が低下する一方で、支援を必要とする人が多くなります。

そのような事態においても、地域の人が共助の精神に基づいて、要支援者に支援の手を差し伸べることが、1人でも多くの人の命を救うことにつながります。

【問合せ先】

※ 制度全般に関すること

〒420-8602(静岡庁舎 14 階) 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課
電話 054-221-1366 FAX 054-221-1091

※ 窓口での受付に関すること

葵区役所 葵福祉事務所 生活支援課
電話 054-221-1080 FAX 054-251-1090

駿河区役所 駿河福祉事務所 生活支援課
電話 054-287-8656 FAX 054-287-8804

清水区役所 清水福祉事務所 生活支援課
電話 054-354-2205 FAX 054-352-9221

静岡市ホームページ

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003069.html